流山市役所自動証明写真機設置事業に係る簡易プロポーザル仕様書

令和４年６月１０日

本市では、公共施設を財産と捉え戦略的な施設経営を行うファシリティマネジメント（以下「ＦＭ」という。）を推進し、公共施設の品質・財務・供給の質の向上を図っている。

本事業はＦＭ施策の一環として、流山市役所本庁舎において自動証明写真機を設置することにより、サービスの向上と歳入確保を図るもので、この導入効果を最大限に発揮するために、簡易プロポーザルにより事業者を選定する。

**１　対象施設及び設置場所**

（１）対象施設

流山市役所本庁舎守衛・喫茶室棟（流山市平和台１丁目１番地の１）

（２）設置場所

別紙のとおり（内法寸法：１，４００×１，１００ｍｍ程度）

なお、設置事業者の選定後に設置場所について上記設置場所（別紙の「配置図、平面図」のとおり）とは別に適所がある場合には市は選定事業者からの提案についての協議に応じるものとする。

また、市が、選定事業者の提案する場所に合意した場合には上記設置場所（別紙のとおり）ではなく選定事業者の提案する場所に設置するものとする。なお、貸付の条件は事業者選定時に提出した企画提案書以上のものとし、市との協議により決定するものとする。

**２　本事業の内容**

（１）１に記す場所に、本市との契約に基づき、下記ア～カの条件を満たす自動証明写真機１台を設置し、適正に維持・管理・運営すること。

ア　マイナンバー制度の個人番号カードの発行申請機能（以下「個人番号カード発行申請機能」という。）付の自動証明写真機であること。

イ　２４時間年中無休の応対体制をとること。

ウ　廃液・臭気等を伴わないデジタル方式であること。

エ　１，０００円札、５００円硬貨、１００円硬貨の利用が可能であること。

オ　ユニバーサルデザインの機種であること。

カ　証明写真画像データのダウンロードが可能な機種であること。

（２）設置にあたってはＪＩＳ規格又は業界自主基準等により安全対策を講じること。

（３）契約期間の満了時、契約期間中に自動証明写真機の撤去が必要となったとき、または契約が破棄されたときは、速やかに自動証明写真機を撤去し、現況復旧すること。

（４）契約に基づく貸付料等を本市に納入すること。

**３　応募の条件**

（１）本事業に関する一連の業務の遂行が可能であること。

（２）過去５年間に国、県、市区町村において自動証明写真機の設置及び管理の実績があること。

（３）本仕様書公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができないものとする。

ア　流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成３年４月１日制定）に基づく指名停止、または流山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成１９年６月１日制定）に基づく指名除外を受けている者。

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者。

ウ　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過していない者、または本事業の提案書提出日の前６か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律７７号）第３条または第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者。

オ　商法（明治３２年法律第４８号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。

カ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。

キ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。

ク　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

ケ　企画提案書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者。

コ　法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

**４　契約上の条件等**

（１）貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法第２３８条の４第２項第４号の規定に基づく行政財産の貸付け（賃貸借契約）とする。

（２）貸付期間

令和５年４月１日から令和８年３月３１日までとする。

（３）貸付料等

ア　貸付料

市が設定する最低価格（１０，０００円／月：税抜）以上とし、最低価格と事業者が提示する売上に応じた納入金額（売上の３０％以上とする。）の高い価格をもって貸付料（月額）とする。（別途消費税加算）

（ア）貸付料は毎月清算し、本市へ報告すること。

（イ）別途発行する納入通知書により年２回、指定期日までに納入すること。

イ　その他必要経費等

自動証明写真機の維持管理に必要とする経費は、設置事業者の負担とする。証明用特定計量器（子メーター）の設置及び管理は事業者が行い、電気料金は別途発行する納入通知書により指定期日までに納入すること。なお電気料金の計算方法は次のとおりとする。

×

自動証明写真機の電気使用量

施設全体の電気使用量

基本料金を含む施設全体の

電気料金

ウ　延滞金

納入通知書により指定期日までに支払いがないときは、指定期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年８．９％の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払う。

（４）貸付上の制限

事業者は、下記の事項を遵守すること。

ア　貸付物件を自動証明写真機以外の用途に供しないこと。

イ　自動証明写真機設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

ウ　自動証明写真機の維持管理は事業者の責任で行い、消耗品の補充等を含めて常に良好な状態で利用できるようにすること。

エ　自動証明写真機の設置にあたっては、転倒防止など安全に十分注意を払うこと。

オ　自動証明写真機の故障に伴う問い合わせ、苦情等については事業者の責任において丁寧に対応するとともに、自動証明写真機本体に故障時の連絡先を明記すること。

（５）契約の解除等

市は、施設の利用上、自動証明写真機の移動や撤去が必要になった場合は、設置場所の変更や契約解除を求め、事業者は求めに応じるものとする。この場合において、事業者は、設置場所の変更や契約解除に関する異議申し立てをしないものとする。

（６）原状回復

事業者は、貸付期間が満了したときは指定期日までに原状回復すること。

（７）個人情報の安全管理

事業者は個人番号カード発行申請機能利用者の個人情報の安全管理を事業者の責任において行うものとする。また、個人情報の安全管理について市は一切責任を負わないものとする。

**５　業者選定方法**

（１）参加者は、６に記す企画提案書を作成のうえ、令和４年７月１日から令和４年７月８日（土日祝日を除く。）までに２部（正本１部）を事務局に提出する。なお、受付時間は各日とも８：３０～１７：００までとする。

（２）事務局は、企画提案書の内容について、「６採点基準」に定める採点基準に則り審査する。なお、最高点の提案をした者が２者以上あった場合は、最高点の提案をした者による「くじ」により事業者を決定する。なお、１者の場合であっても本仕様書の内容を充足する提案であれば有効提案とする。

（３）審査結果は各社に文書で通知するものとする。

（４）審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

（５）審査結果は、市のホームページで公表する。

（６）審査結果・審査内容に関する問い合わせには、一切回答しない。

（７）事業者に決定した者が契約を締結しないとき、又は契約交渉が不調におわったときは、次選の事業者と交渉し、契約を締結する。

（８）事業者に決定した者が契約を締結しないとき、又は契約締結後に中途で契約を解約したときは、その事実があった日から３年間は、市が他の施設で自動証明写真機設置事業を行う際の参加資格を失うものとする。また、違約金として、本市が設定する貸付料の最低価格（１０，０００　円／月：税抜）の３か月分に消費税を加算した額を支払うものとする。

**６　採点基準**

（１）価格点　配点８５点

価格点＝（提案の手数料（％）÷最高の手数料（％））×配点（８５点）小数点以下切り捨てとする。

（２）実績等　配点１５点

ア　実績　４点

過去５年間に国、県、市区町村において自動証明写真機の設置及び管理の実績に応じて、次に掲げる区分の点数を加算する。

|  |  |
| --- | --- |
| 実績 | 配点 |
| １０件以上 | ４ |
| ７～９件 | ３ |
| ４～６件 | ２ |
| ２～３件 | １ |
| １件以下 | ０ |

イ　巡回点検・消耗品補充等の頻度　３点

|  |  |
| --- | --- |
| 点検等の頻度 | 配点 |
| １回／週以上 | ３ |
| １回／週未満～２回／月以上 | ２ |
| ２回／月未満～１回／月未満 | １ |
| １回／月未満 | ０ |

ウ　自動証明写真機の性能　８点

（ア）利用者の利便性等の性能　４点

「①タッチパネル式、②ＬＥＤ採用」の自動証明写真機を設置する場合には、各２点を加算する。

（イ）日本語以外の言語への対応　４点

音声案内・画面表示において日本語以外の言語に対応する自動証明写真機を設置する場合は、利用可能な言語数に合わせて、次に掲げる区分の点数を加算する。

|  |  |
| --- | --- |
| 日本語以外の言語に対応する言語の数 | 配点 |
| ４ヵ国以上 | ４ |
| ３ヵ国 | ３ |
| ２ヵ国 | ２ |
| １ヵ国 | １ |

**７　企画提案書**

企画提案書は、別に定める様式に必要事項を記入のうえ、関係資料を添付し、Ａ４版ファイルに綴じることとする。

（１）総括表（企画提案書内、会社概要・評価項目）

（２）設置する自動証明写真機の仕様・カタログ等（寸法及び６（２）ウに掲げる性能がわかるもの）

（３）関係書類（※本市の入札参加資格を有している場合には提出不要）

ア　印鑑証明書（受付日前３か月以内に発行されたもの）

イ　商業登記簿謄本（受付日前３か月以内に発行されたもの）

ウ　納税証明書（その３の３）

エ　財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）

**８　業者選定までのスケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日程 |
| 仕様書の公表 | 令和４年６月１０日 |
| 質問の受付 | 令和４年６月１０日～令和４年６月２４日 |
| 質問の回答 | 令和４年７月１日までに行う |
| 企画提案書の受付 | 令和４年７月１日～令和４年７月８日 |
| 審査 | 令和４年７月８日～ |
| 結果通知・契約 | 令和４年７月１５日～ |
| 準備等 | 令和５年３月１日～  ※令和５年３月３１日までは従前の自動証明写真機が設置されていることから、設置の日程・時間については市及び従前の事業者との協議による。 |
| 履行期間 | 令和５年４月１日～令和８年３月３１日 |

**９　質問の方法**

令和４年６月２４日までに、任意様式によりメール又は郵送により事務局へ提出する。なお、各社の質問は１回限りとし、質問の回答は本市ホームページに掲載する。

**１０　事務局**

流山市総務部財産活用課ファシリティマネジメント推進室

住所：〒２７０－０１９２　流山市平和台１丁目１番地の１

ＴＥＬ：０４－７１５０－６０６９

mail:kanzai@city.nagareyama.chiba.jp